

【お知らせ】食品営業許可期間の延長等について

**新型コロナウイルスの影響に伴い、
食品営業許可期間が本年5月31日までの分
を8月31日まで延長とします**（対象は大分県内全域）

県では新型コロナウイルスの拡大防止に向けて県民に対して、「3つの密」（「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」）の条件が重なる場所を避けるよう要請しているところです。

こうした状況を踏まえ、食品営業更新許可（食品衛生法第52条及び大分県食品衛生条例第2条）では、保健所への来所、食品衛生監視員による現地調査、実務者講習会といった一連の手続きにおいて「3つの密」等の感染機会が生じることから、本年5月31日が許可期間となる食品営業許可については、本年8月31日までの許可を延長することとします。

【参考】食品営業許可延長に関する対応図

		令和2年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
食品営業許可の更新	従来						
	R2.5月末更新		許可更新手続き	更新講習会			
	今後の対応						
	R2.5月末更新分					許可更新手続き	更新講習会
			5月末更新分				
					許可期間の延長		

詳しくは、大分県生活環境部食品・生活衛生課 ☎ 097-506-3058

もしくは、最寄りの保健所衛生課までお尋ねください。

- ◆ 東部保健所 ☎ 0977-67-2511 ◆ 東部保健所国東保健部 ☎ 0978-72-1127
- ◆ 中部保健所 ☎ 0972-62-9171 ◆ 中部保健所由布保健部 ☎ 0977-67-2511
- ◆ 南部保健所 ☎ 0972-22-0562 ◆ 豊肥保健所 ☎ 0974-22-0162
- ◆ 西部保健所 ☎ 0973-23-3133 ◆ 北部保健所 ☎ 0979-22-2210
- ◆ 北部保健所豊後高田保健部 ☎ 0978-22-3165 ◆ 大分市保健所 ☎ 097-536-2704